第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画
中間見直し

令和９年３月

あ　ま　市

はじめに

＊＊＊

目　次

第１章　計画策定の背景と経緯..... 1

１　人権とは..... 1
２　人権に関する動き.....
３　計画策定にあたって.....

第２章　計画の基本的な考え方.....

１　計画の基本理念.....
２　計画の基本目標.....
３　計画の体系.....

第３章　重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）.....

１　家庭・地域における人権教育・啓発の推進.....
２　学校等における人権教育・啓発の推進.....
３　職場における人権教育・啓発の推進.....
４　人権擁護の推進.....

第４章　重要課題と取組の方向性（分野別施策）.....

１　女性.....
２　子ども.....
３　高齢者.....
４　障がいのある人.....
５　部落差別（同和問題）.....
６　外国人.....
７　インターネットによる人権侵害.....
８　ハンセン病・感染症患者等.....
９　性的マイノリティ.....
10　様々な人権問題.....

第５章　計画の推進.....

１　基本姿勢.....
２　推進体制.....
３　計画の進行管理.....

資料編　.....

１　市民ワークショップ結果概要.....
２　人権をめぐる主な動き.....
３　関連法規等.....
４　「第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」中間見直しの策定体制.....

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障される等、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

つまり、人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利等、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利であり、誰もが幸福に生きていく社会を実現するために必要なものです。

社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、現代において人権を尊重することの重要性はさらに増しています。本市の最上位計画である「第２次あま市総合計画」においても「お互いの人権を認め合うまちをつくります」を施策に掲げています。

全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権の享有主体であることを正しく理解し、自らの権利を行使するにあたってはその責任を自覚し、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。

２ 人権に関する動き

（１）人権に関する国、県等の動き

昭和20（1945）年の「国際連合」設立や、昭和23（1948）年の「世界人権宣言」採択以降、国際社会において人権尊重の取組が継続的に推進されてきました。その後も「国際人権規約」や「障害者の権利に関する条約」など様々な人権保障のための条約が採択されています。

また、平成16（2004）年には継続的な取組を目指した「人権教育のための世界計画」が承認されました。さらに、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」において、「地球上の誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が世界的に進められています。

我が国では、「日本国憲法」において基本的人権の尊重が定められており、これまで各種国際人権条約の批准や法整備が進められてきました。平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、総合的な施策の推進が図られています。

平成28（2016）年には、いわゆる「人権三法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

近年では、複雑化・多様化する新たな人権課題への対応が急速に進められています。令和２（2020）年に職場でのパワー・ハラスメント防止を義務付ける「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」が施行されたほか、令和４（2022）年にはこども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が成立しました。令和５（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和６（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されるなど、多様性の尊重や当事者に寄り添った法整備が相次いで行われています。

愛知県においては、平成９（1997）年に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行い、以降、人権教育や啓発に関する計画の策定や改定を進め、人権問題の解消に取り組んできました。

近年、インターネット上の人権侵害や複合的な差別など、人権課題が複雑化する中、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を一層強化するため、令和４（2022）年４月に包括的な人権条例である「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

さらに、この条例の理念に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための新たな基本計画として、令和６（2024）年３月に「あいち人権推進プラン」を策定し、県民や事業者、市町村など多様な主体と連携・協働した人権尊重の社会づくりを力強く推進しています。

（２）人権に関するあま市の取組

本市は平成22（2010）年の合併誕生後、同年に市長を本部長とする「あま市人権施策推進本部」を設置しました。翌平成23（2011）年には、県内で初めてとなる人権条例「あま市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成24（2012）年には「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定して、人権施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、社会情勢の変化や新たな人権課題に的確に対応するため、令和３（2021）年に「あま市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正し、令和４（2022）年には「第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定して、人権尊重のまちづくりに向けた取組をより一層強化しています。

また、本市の最上位計画である「第２次あま市総合計画」においては、基本目標Ⅶ「交流と連携により成長するまち」の施策の一つとして「お互いの人権を認め合うまちをつくります」を掲げています。市が実施するすべての施策に人権尊重や男女共同参画の視点を取り入れ、すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指して、人権教育・啓発活動や各種相談支援体制の充実を図るなど、人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

人権に関するあま市の動向		
平成 11（1999）年	5月3日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成 13（2001）年	11 月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置（甚目寺町）
平成 15（2003）年	1月	「甚目寺町人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成 16（2004）年	3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定（甚目寺町）
平成 22（2010）年	1月 3月 22 日	「甚目寺町人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町） 七宝町、美和町、甚目寺町の３町合併によりあま市が誕生 七宝町、美和町、甚目寺町の３町合併によりあま市が誕生
平成 23（2011）年	1月 4月 12 月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施 「あま市人権施策推進懇話会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり条例」施行
平成 24（2012）年	1月 3月	「あま市人権施策推進審議会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
平成 28（2016）年	1月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施
平成 29（2017）年	3月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」策定
令和２（2020）年	8月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施
令和３（2021）年	3月	「あま市人権尊重のまちづくり条例」の一部改正
令和４（2022）年	3月	「第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
令和７（2025）年	11 月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施
令和９（2027）年	3月	「第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」中間見直し

3 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。昨今では、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）に対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷、外国人に対するヘイトスピーチなど、新たな人権課題が次々と生じています。また、感染症に関連する、いわれのない偏見や差別なども引き続き注視すべき問題となっています。

国や愛知県においては、「人権三法」をはじめとする多様性尊重に向けた新たな法整備や、包括的な人権条例の施行など、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組が強化されており、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

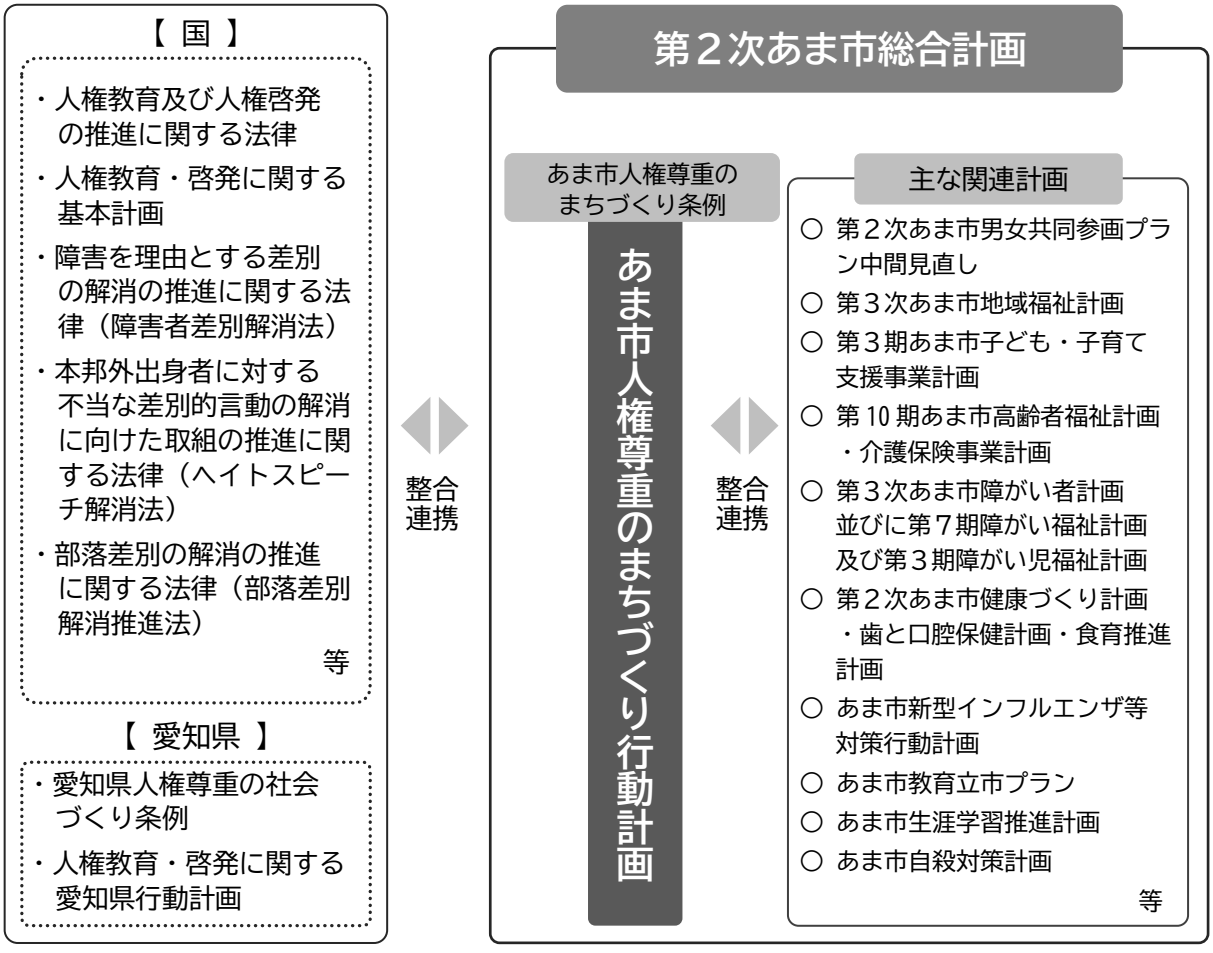
本市においては、これまで「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき各種施策を推進してきましたが、こうした人権を取り巻く社会情勢の急激な変化や複雑化・多様化する課題に対して的確に対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における人権に関する現状や課題を的確に把握して施策に反映させるとともに、誰一人取り残されることのない社会の実現に向けて、人権施策をより一層総合的かつ計画的に推進するため、中間見直しを行います。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本市の最上位計画である「第２次あま市総合計画」のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、愛知県の「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び新たな基本計画である「あいち人権推進プラン」などの国・県の動向と整合を図ります。また、以下の本市の関連する諸計画と密接に連携しながら施策を展開します。

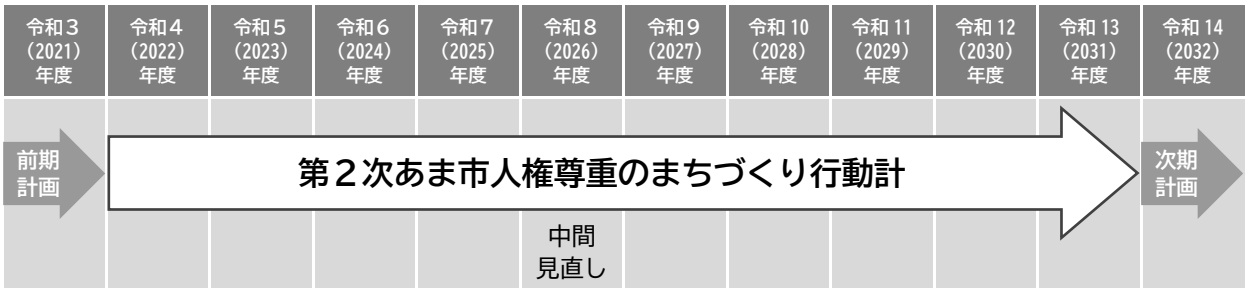


（３）計画の期間

本計画は、令和４（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする、10年計画として策定しました。

この度、令和８年度において中間見直しの年度を迎えたことから、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。

計画期間



（４）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

①　計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、学識経験者、市内関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市人権施策推進審議会」において審議を行います。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」により、本計画における具体的な人権施策を検討します。

②　人権に関する現状・意向の把握

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき実施している人権尊重のまちづくりに向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和７（2025）年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

また、人権に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、令和８（2026）年度に市民参加型のワークショップを実施します。

【あま市人権に関する市民意識調査概要】

項目	内容
調査対象	あま市在住の 18 歳以上の市民から無作為抽出
調査期間	令和７(2025)年 11 月４日（火）から 11 月 25 日（火）まで
調査方法	郵送配布、郵送・ＷＥＢ併用回収
配布数	3,000 通
有効回答数	1,221 通
有効回答率	40.7%

【市民ワークショップ概要】

・参加者：●名
・内容：●グループに分かれ、グループごとに各テーマについてワークショップを行います。

項目	内容
第１回 令和８(206)年●月●日（●）	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
第２回 令和８(206)年●月●日（●）	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

③　パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて広く市民の意見を集め、計画への反映に努めます。

意見募集期間	令和●(20●)年●月●日（●）から令和●(20●)年●月●日（●）まで

（５）ＳＤＧｓについて

平成27(2015)年９月の国連サミットで採択された「ＳＤＧｓ（Sustainable Devlopment Goals：持続可能な開発目標)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な世界を実現するために作られたもので、日本国内でも、全国の各自治体がＳＤＧｓへの取組を強化しています。本市の「第２次あま市総合計画」においてもＳＤＧｓの考え方が取り入れられています。

2030アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。

また、ＳＤＧｓの17のゴールの中で、下記が特に本計画と密接な関わりを持っており、本計画においてはＳＤＧｓの考え方を意識して取組を推進します。

・ゴール５：「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」
・ゴール10：「国内および国家間の不平等を是正する」
・ゴール16：「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」
・ゴール17：「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

世界人権宣言や日本国憲法が保障する「基本的人権」は、すべての人が生まれながらに持ち、侵すことのできない永久の権利であり、誰もが人間らしく尊厳を持って生きるための基礎となるものです。

近年、国における人権関連法の整備や、愛知県における「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の施行などを踏まえ、多様性を認め合い「誰一人取り残されない」社会の実現に向けた取組が社会全体で強く推進されています。私たち一人ひとりの人権は法の下で平等に保障されていますが、人権は、他者との多様な関わりやつながりの中で、お互いの違いを認め合い、尊重し合うことで初めて地域社会の中に豊かに息づくものです。

現在、少子高齢化や多文化共生への対応に加え、インターネット上の誹謗中傷や偏見など、社会情勢の変化に伴う深刻な人権課題が複雑化・多岐にわたり発生しています。これらに的確に対処するためには、市民一人ひとりが人権を大切にする感性を育み、相手の尊厳を守るための正しい理解を深めていく必要があります。

本市では、平成24（2012）年の「第１次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定以来、市民の意識や社会情勢の変化に寄り添いながら、人権尊重のまちづくりを多角的に推進してきました。本計画では、あま市の最上位計画である「第２次あま市総合計画」が掲げる将来像「ともに想い　ともに創る　ずっと大好きなまち“あま”」と深く整合を図り、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」包摂的な社会づくりを、地域における具体的な人権施策として展開します。

人権をめぐる社会情勢や課題は時代とともに変遷しますが、すべての人のかけがえのない尊厳を最優先に守るための人権教育や啓発活動は普遍的であり、市政のあらゆる根幹をなすものです。

本市はこれまでの実績・施策をしっかりと継承し、市民、事業者、行政が対等なパートナーシップの下で「共創」する姿勢をさらに強化し、お互いの人格と個性を尊重しながら支え合うため、引き続き「思いやりと　助け合いで　築こう　人権尊重のまち“あま”」を基本理念として掲げ、人権尊重のまちづくりを力強く推進します。

基本理念

思いやりと　助け合いで　築こう
人権尊重のまち“あま”

２ 計画の基本目標

基本理念を実現するため、４つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標１　自分らしく生きる社会を目指す

市民一人ひとりが、性別や国籍、障がいの有無、性的指向や性自認などにかかわらず、自分らしさに誇りと自信を持っていきいきと生活できる社会が求められています。

そのためには、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、自他をかけがえのない大切な存在として認め合う「自尊感情」を育むことが大切です。多様な個性を尊ぶ精神を持つことが、他者の尊厳を深く理解し、お互いを支え合う姿勢につながります。

こどもや若者を含むすべての人が、個性と能力を十分に発揮して主体的な生き方を選択し、地域の中で自分らしく活躍できる包摂的な社会の実現を目指します。

基本目標２　認め合い、尊重しあう人権尊重のまちを目指す

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な背景や価値観を受け入れ、お互いの生き方や個性を「かけがえのないもの」として認め合い、誰一人取り残されない社会を築いていくことです。

お互いの人権を認め合い、尊重しあう社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権課題を「自分自身の問題」として捉え、正しい理解と豊かな感性を育むことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場などの場において、インターネット上の人権侵害への対策や相談体制の充実など、現代的な人権課題に的確に対応した啓発活動を推進することが重要です。

こうした取組を通じ、正しい知識と高い人権意識を身につけ、日常の暮らしの中に「お互いを尊重し合う心」が深く定着した、誰もが安心・安全に暮らせる人権尊重のまちを目指します。

基本目標３　助け合い、支え合う共生社会を目指す

市民一人ひとりの人権を守るためには、行政や人権擁護委員、民生委員・児童委員などに加え、ＮＰＯや当事者団体、支援団体などの多様な主体が、複雑化・重層化する人権課題（交差性）に寄り添い、分野を超えてゆるやかに連携・協働し合える環境づくりが必要です。

また、個人の啓発にとどまらず、地域社会において多様な文化や価値観の違いを尊重し合い、社会的障壁を取り除く合理的配慮を重ねることで、誰一人取り残されることのない「地域共生社会」を共につくっていくことが求められます。

市民、事業者、行政などがそれぞれの強みを生かして共創しながら取組を推進し、お互いの人格と個性を尊重する高い人権意識の下で、誰もが生涯にわたり自分らしく活躍し、支え合える温かい社会を目指します。

基本目標４　物理的・心理的なバリアフリーを目指す

こどもから高齢者まで、また障がいの有無や国籍、性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全に安心して心豊かに生活できるよう、道路や公共施設などのバリアフリー化や、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの街づくりを推進します。

さらに、事業者への「合理的配慮」の提供義務化を踏まえ、お互いの個性を理解し支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で実践するとともに、デジタル化や高度情報化社会の進展に伴う、すべての人の「情報アクセシビリティ」の向上に努めます。

身の回りにある物理的な障壁（ハード）の除去だけでなく、心や意識、情報におけるあらゆる障壁（ソフト）を取り除き、誰もが等しく、生きいきと暮らせるユニバーサル社会の実現を目指します。

3 計画の体系

これまでの本市の人権施策を確実に継承し、国や愛知県の最新の推進プラン等の動向と調和を図りながら、基本理念の実現を目指します。

具体的には、４つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策（共通施策）と、個々の重要課題（分野別施策）への取組を推進します。

基本目標　**思いやりと　助け合いで　築こう　人権尊重のまち“あま”**

《基本目標》

① 自分らしく生きる社会を目指す
② 認め合い、尊重しあう人権尊重のまちを目指す
③ 助け合い、支え合う共生社会を目指す
④ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す

《取　組》

重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）

1　家庭・地域における人権教育・啓発の推進
2　学校等における人権教育・啓発の推進
3　職場における人権教育・啓発の推進
4　人権擁護の推進

重要課題と取組の方向性（分野別施策）

1　女性
2　子ども
3　高齢者
4　障がいのある人
5　部落差別（同和問題）
6　外国人
7　インターネットによる人権侵害
8　ハンセン病・感染症患者等
9　性的マイノリティ
10　様々な人権問題

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

現状と課題

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、社会の基礎である家庭や身近な地域は重要な役割を持っています。これらは人々とのふれあいを通じ、他人を思いやる心を育む人権学習の場であり、特にこどもの人格形成に極めて大きな役割を果たします。

しかし近年、少子高齢化や核家族化等が進む中で、こどもの虐待やＤＶ、高齢者への虐待、障がいのある人の支援不足といった様々な家庭問題が指摘されています。同時に、住まいや就職・結婚等における差別や偏見も依然として存在しています。生活の基点である家庭や地域で一人ひとりの人権が守られることは、人権尊重のまちづくりの基礎といえます。

市民意識調査において、「人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。」と尋ねたところ、「一人ひとりが人権意識を高めるように努める」が41.9%、「人権意識を高めるための啓発を充実させる」が33.3%に上りました。令和２（2020）年度調査と比較してこれらの割合は増加しており、市民自らが主体的に人権意識を向上させ、学びを深めようとする機運が高まっていることが伺えます。

こうした現状や市民の意識変化を踏まえ、今後は、市民一人ひとりが人権問題を「自分ごと」として捉え豊かな人権感覚を育めるよう、身近な地域の中で誰もが参加しやすい多様な学習機会を創出し、啓発活動を一層充実させることが求められます。あわせて、家庭内で孤立しがちな虐待やＤＶなどの人権問題の早期発見・解決を図るため、地域住民や学校、行政、関係機関等が密に連携し、地域全体でお互いの人権を尊重し支え合うネットワーク体制を構築していくことが重要な課題です。

2 学校等における人権教育･啓発の推進

現状と課題

学校は、児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。とりわけ、人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校や保育所等における教育・保育は大変重要です。しかし、学校等におけるいじめや体罰に加え、近年はＳＮＳ等を利用したネットいじめなど、こどもに対する重大な人権侵害が多様化・複雑化しており、不登校や自殺に至らせるといった深刻な課題が依然として存在しています。

市民意識調査によると、「人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。」との問いに対し、「幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育を充実させる」が49.2%と最も高い割合を占めました。さらに、「人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める（行政職員、教職員等）」が必要と答えた人も28.2%に上っており、教育や保育を担う現場への期待と課題が見て取れます。一方で、市が行う人権啓発活動のうち、「小中学生が作成した人権啓発作品（書道、ポスター、標語）の展示」（20.3%）や「「人権講演会」での中学生による「人権作文」の発表」（10.8%）は一定の市民に認知されており、学校教育を通じた地域への啓発活動としても効果が期待できることが伺えます。

こうした状況を踏まえ、学校や保育の現場においては、多様な人々との交流機会を設け、あらゆる差別や偏見をなくすための人権教育・保育を推進することが重要です。同時に、こどもたちと直接接する教職員等の人権意識を高め、指導力を向上させるための研修の充実が不可欠です。あわせて、いじめや体罰などの人権侵害を未然に防止し、「しない・させない・見逃さない」意識を育む指導を徹底するとともに、問題の早期発見・早期対応に向けた体制づくりを、地域や関係機関と連携して強化していくことが求められます。

3 職場における人権教育・啓発の推進

現状と課題

働くことは、１人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利です。企業等の事業所は、その活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、職場生活全般において人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の向上を図ることが大切です。

市民意識調査によると、過去10年の間に人権を侵害されたと感じた人のうち、46.6%が「パワー・ハラスメント（権力や地位を利用した嫌がらせ）行為を受けた」と回答し、最も高い割合となっています。また、現在特に問題となっている職場の人権問題としても、「職場内でパワー・ハラスメントがあること」が42.4%、「正規雇用と非正規雇用に待遇の差があること」が38.2%に上っています。

職場においては、こうしたハラスメントや待遇の格差、マタニティ・ハラスメント、採用選考における身元調査や差別的な質問など、依然として様々な人権侵害が残っており、企業は多くの人権問題を抱えていることが考えられます。

近年では、サプライチェーン全体を含めた企業の「ビジネスと人権」の視点が国際的にも強く求められています。人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業が社会的責任を果たす取組を推進できるよう、関係機関と連携した人権教育・啓発の支援が必要です。また、女性、障がいのある人、高齢者、外国人、性的マイノリティの人等、様々な事情を持つ人が働く場の環境を整備し、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進し、誰もが働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

4 人権擁護の推進

現状と課題

インターネットの普及により生活の利便性が向上した一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷や個人情報の暴露など、重大な人権侵害が後を絶ちません。こうしたネット上の被害の深刻化を受け、国においても、ＳＮＳ等の大規模事業者に対して削除対応の迅速化などを義務付ける新たな法律（情報流通プラットフォーム対処法）が施行されるなど、社会全体で権利侵害を防ぐための対策が強化されています。

また、市民の重要な個人情報を多数取り扱う行政の業務においては、昨今の企業等における大規模な情報流出事案も踏まえ、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を深く認識し、厳格な情報管理を徹底することがこれまで以上に求められています。

市民意識調査によると、ネット上の人権侵害で特に問題となっていることとして「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載されること」が72.2%と突出して高く、市民がネット上の悪意ある書き込みに対して非常に強い懸念を抱いている現状が伺えます。

こうした社会情勢や市民の意識を踏まえ、今後は本市としても、個人情報保護体制の一層の強化を図るとともに、市民がプライバシーや名誉に関する正しい理解を深められるよう啓発活動を推進していく必要があります。あわせて、人権問題に悩む市民が一人で抱え込まず安心して相談できる窓口や支援体制を充実させ、その取組を広く周知していくことが重要です。

第4章 重要課題と取組の方向性（分野別施策）

1 女性

現状と課題

昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、女性問題への社会的認識が深まりました。その後、昭和52（1977）年に「国内行動計画」が策定され、昭和60（1985）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が批准、昭和61（1986）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されるなど、法整備が進められました。

さらに、平成７（1995）年の第４回世界女性会議で採択された「北京宣言」において、「女性の権利は人権である」と明記され、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これにより、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が国の重要課題とされ、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。

また、女性に対する暴力の増加を受け、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が施行され、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）が施行されました。さらに、令和６（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。

こうした女性に関わる様々な問題、解決すべき課題の背景には、性別による固定的役割分担意識やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に基づく偏見や不平等があります。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題として、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が50.8%と最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が49.5%、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が45.5%となっています。また、令和２（2020）年度調査と比較すると「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」や「ストーカー行為（特定の人にしつこくつきまとわれることなど）」の割合が増加しており、女性に対する人権侵害の深刻さが伺えます。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があります。

本市では、平成24（2012）年に「あま市男女共同参画推進条例」を施行し、「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。さらに令和４（2022）年には「第２次あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

今後は、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を基本理念として継承しながら、困難な問題を抱える女性やＤＶ被害者の保護・支援に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。

２ 子ども

現状と課題

国連の「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの基本的権利がこどもに認められ、日本もこれを批准しました。国内でも「子ども・子育て支援新制度」による育児環境の整備が進められてきたほか、児童虐待、いじめ、こどもの貧困への対策として各種法律が整備されました。さらに近年は、「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」の設置、「こども大綱」の閣議決定など、こどもの最善の利益を実現する社会を目指した取組が進められています。

一方で、核家族化等による子育ての孤立から、育児ストレス等が児童虐待につながる場合があります。学校におけるいじめや体罰、不登校、インターネットの普及による有害情報の氾濫のほか、約７人に１人が該当するとされる「こどもの貧困」や、日常的に家族のケアを担う「ヤングケアラー」など、本来守られるべきこどもの権利が脅かされる問題は多様化・深刻化しています。

市民意識調査によると、こどもに関する人権上の問題として、「保護者によるこどもへの暴力やネグレクト（育児放棄）などの虐待」が69.0%と最も高く、次いで「インターネット（パソコンやスマートフォン）を使ってのいじめ」が60.1%、「こどもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」が56.8%と上位に挙げられています。また、令和２（2020）年度調査と比較すると「教師・保育士などによる言葉の暴力や体罰」や「児童買春・児童ポルノ等の対象になること」の割合が増加しており、こどもを取り巻く人権課題への懸念が伺えます。

こどもは社会的に保護され、守られなければならない存在であると同時に、自ら考え人格を形成していく主体です。本市においては「第３期あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもの心身の健やかな成長を第一に考え、家庭、地域、学校等と連携を深めながら、地域社会全体でこどもを守り育む一体となった取組と相談・支援体制の充実を進めていきます。

3 高齢者

現状と課題

国連の「高齢者のための国連原則」で示された「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の５原則や、国の「ゴールドプラン」等の推進により、高齢者が自立して生活できる体制の構築が進められてきました。また、平成12（2000）年の「介護保険制度」の開始や、平成18（2006）年の「高齢者虐待防止法」の施行により、高齢者の人権保護と養護者支援が進められています。

本市においても、介護保険サービスを含む様々な高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかし、高齢化が進む中、一人暮らしや認知症の高齢者の増加、介護期間の長期化や介護者の高齢化による負担増から、家族間の不和や高齢者虐待、財産の無断処分といった権利擁護のニーズが多様化・深刻化しています。さらに、「振り込め詐欺」など判断能力が十分でない高齢者を標的にした悪徳商法の被害も増加しています。

市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題として、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」が56.6%と最も高く、次いで「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が46.7%、「高齢者の家庭や地域社会での孤立化」が30.1%、「判断能力が低下することにより、安全・安心な暮らしが確保されないこと」が29.4%と上位に挙げられています。また、令和２（2020）年度調査と比較すると「住宅の申し込みや入居が困難なこと」の割合が増加しており、引き続き高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権を守るためには、医療や福祉だけでなく、多方面からの総合的な対応を図るためのネットワークづくりや、相談窓口の充実が求められます。また、高齢者を「弱者」とする画一的な見方や、老いや認知症に対する偏見や差別を解消し、高齢者が健康で生きがいを持ちながら、自分らしく生活することができるよう取り組んでいくことが大切です。

4 障がいのある人

現状と課題

昭和50（1975）年の国連「障害者の権利に関する宣言」を契機に、障がい者の基本的人権の保障が明示されました。これに基づく「障害者基本法」の制定や「障害者基本計画」の策定に加え、国連での「障害者の権利に関する条約」の採択（平成18年）を受け、日本でも「障害者基本法」を改正し差別禁止を基本原則に明記しました。さらに、「障害者虐待防止法」などの整備を経て、令和８（2024）年には事業者による社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供を義務化した「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人の自立と社会参加を支援する法整備が推進されています。

本市では、すべてのライフステージにおける理解、交流、支援、社会参加などの施策の充実を図っています。障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあい、住み慣れた地域社会で孤立することなく、互いに助け合い、平等に生活し活動できる「共生社会（インクルージョン）」の実現を目指しています。

市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題として、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が47.3%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」が41.5%、「交通機関、建物等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」が29.8%と上位に挙げられています。令和２（2020）年度調査と比較すると、就労やバリアフリーに関する問題の割合は減少しているものの依然として課題となっており、さらに「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（26.8%）といった心理的障壁も存在しています。

障がいや障がいのある人についての理解は、これまでの取組により一定の広がりは見せているものの、同情的な態度を取ることや、対等な一人の人間として認識できていないなど、不十分な面も見られます。障がいのある人の人権を守るために、各種制度や支援、設備の整備といったハード面のバリアフリー化とともに、個々の障がいの特性に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識が生じることのないよう「心のバリアフリー」を一層推進することが求められます。

5 部落差別（同和問題）

現状と課題

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別で、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

国では、この問題の早期解決をめざして、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、生活環境の改善や啓発活動を柱とする諸施策を30年余りにわたって実施しました。その後、平成14（2002）年に特別措置法失効後も、残された課題の解決に向け、関係部署で連携を図りながら、一般対策の施策を運用してさまざまな施策に取り組んできました。そして、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、相談体制の充実、教育や啓発を国の責務として定め、地方公共団体には地域の実情に応じた施策を講じることが求められています。

こうした取組により問題は解決されたかに見えますが、依然として結婚や就職等における差別意識が根強く残っています。さらに近年では、インターネットの匿名性を悪用した差別的な投稿や、個人情報の流出といった悪質・陰湿な事案が見られます。また、「同和はこわい」という誤った意識に乗じて不当な利益を求める「えせ同和行為」も、問題の解消を妨げる大きな要因となっています。

市民意識調査によると、部落差別（同和問題）の解決に対する考えについて、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が26.8%と最も高い一方で、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」が21.8%となっています。また、今日でも部落差別があると思う分野として、「インターネットの表現や書き込み」を挙げる割合が令和２（2020）年度調査より増加しており、新たな形での人権侵害への懸念が高まっています。

これまで積み上げた成果を踏まえ、今後も引き続き、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、部落差別（同和問題）に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

6 外国人

現状と課題

グローバル化の流れは地方にも及び、本市においても地域で暮らす外国人は年々増加を続けており、製造業をはじめ多くの身近な場所で外国人が働き、生活しています。しかし、日本語が十分に理解できなかったり、異なる文化や習慣について相互理解が不十分なために、就労・就学や民間住宅への入居の際に差別を受けるなど、様々な人権侵害が生じています。また、言語の違いから行政サービスなどの情報が十分に得られない生活上の問題や、外国人のこどもが十分な教育を受けられない教育環境の問題も指摘されています。

近年、特定の民族や国籍の人々に対する排斥を扇動する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。ヘイトスピーチは、対象となる人々の尊厳を傷つけるとともに、差別意識を助長し、不安や嫌悪感を広げる行為であり、決して許されるものではありません。国は平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行し、外国につながりのある人々への差別的言動の解消を進めています。しかし、インターネット上での差別的書き込みや動画公開など、悪質なヘイトスピーチが繰り返されており、問題は依然として残されています。

市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、「国籍による偏見や差別があること」が32.8%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」が22.9%、「地域社会での受け入れが十分でないこと」が22.4%と上位に挙げられています。令和２（2020）年度調査と比較すると、就労や地域社会の受け入れ、生活に必要な情報の取得に関する問題の割合は減少しているものの依然として課題となっており、様々な国から日本に来た外国人への理解不足や生活保障が大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発を行うとともに、異なる国籍や違う文化的背景を持つ人々が多様性を認め合いながら、同じ地域の一員として、お互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組の推進が極めて重要です。

7 インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットの普及によって、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集・処理・発信できるようになり、生活の利便性が格段に向上しました。一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、人権に関わる問題が増加しています。特に、拡散力の高いＳＮＳの登場により、問題はさらに深刻化しています。近年では、「コミュニティサイト」を通じたこどもの性的被害が増加していることに加え、インターネット上におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントといったハラスメント行為のほか、外国人や障がい者等に関する差別的な書き込みも、深刻な社会問題となっています。一度ネット上に情報が掲載されてしまうと、被害は急速に拡大し、これを完全に削除することは極めて困難です。

国においては、これまで「プロバイダ責任制限法」や「個人情報保護法」、「青少年インターネット環境整備法」、「リベンジポルノ防止法」の施行など、様々な対策を講じてきました。さらに、令和７（2025）年４月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、インターネット上の誹謗中傷への迅速な対応や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付けました。

市民意識調査によると、日本の社会における重要な人権問題として、「インターネット（パソコンやスマートフォン）による人権侵害」を挙げる人が47.3%と全項目の中で最も高くなっています。また、インターネットによる人権侵害として現在特に問題となっているのは、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載されること」が72.2%と極めて高く、次いで「出会い系サイト・コミュニティサイト・SNSなど犯罪を誘発する場として利用されること」が46.3%、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載されること」が41.9%となっており、発信者の秘匿性を悪用した行為に多くの市民が強い懸念を抱いていることが伺えます。

こうしたことから、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発や、インターネット上の人権侵害に対する相談・支援体制の一層の充実を図ることが必要です。また、インターネットを利用する人、しない人の間での情報格差（デジタル・ディバイド）が発生しないよう積極的な情報提供を推進するとともに、情報モラルやマナー、情報の真偽を読み解く力（メディア・リテラシー）を高める学習機会の充実が求められます。さらに、利用者の低年齢化が進む中、学校教育の現場においても、情報の収集・発信における個人の責任や危険性についての教育を充実させる必要があります。

8 ハンセン病・感染症患者等

現状と課題

医学の進歩や衛生水準の向上により多くの感染症が克服されてきた一方、ハンセン病や感染症等の疾病に対する偏見や差別は、誤った理解が社会に広がっていることによりいまだに根強く存在しています。

ハンセン病については、過去の隔離政策により患者の人権が著しく侵害されてきました。平成13（2001）年の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」以降、名誉回復や支援が進められ、平成21（2009）年施行の「ハンセン病問題基本法」では国や地方公共団体の責務を明確化し、令和元（2019）年には家族への補償金の支給を定めています。また、肝炎については平成22（2010）年施行の「肝炎対策基本法」等に基づき、エイズについてはＷＨＯによる「世界エイズデー」の制定等により、偏見や差別の解消に向けた啓発活動が推進されています。

さらに、新型コロナウイルスなどの新興感染症においては、感染者や医療従事者への誹謗中傷が深刻化し、令和３（2021）年施行の特別措置法改正や令和６（2024）年の政府行動計画見直しにより、偏見を防ぎ基本的人権を尊重する社会の実現が掲げられています。

市民意識調査によると、ハンセン病回復者に関する人権上の問題について、「偏見により差別的な言動を受けること」（31.5%）、「怖い病気といった誤解があること」（28.3%）が上位に挙げられています。また、ＨＩＶ感染者等に関しても「偏見により差別的な言動を受けること」（34.4%）や「就職や職場で不利な取り扱いを受けること」（24.5%）が上位となっています。令和２（2020）年度調査と比較するとこれらの割合は減少傾向にあるものの、両方の設問において「わからない」と回答した割合が４割近く（ハンセン病37.8%、ＨＩＶ36.8%）を占めており、市民の認識不足や関心の低さが課題として伺えます。

感染症患者等の人権問題は、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、誤った情報による人権侵害をなくすために、様々な媒体を通じた正しい理解や知識の普及・啓発活動が強く求められています。

９ 性的マイノリティ

現状と課題

人間の性のあり方（セクシュアリティ）は多様であり、どちらか一方にはっきりと分けられるものではないことから「性はグラデーション」と表現されることもあります。こうした性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を「ＳＯＧＩ」と呼び、社会の中で「これが普通」と言われている性のあり方とは異なる性的マイノリティ（性的少数者）を代表する言葉として「ＬＧＢＴ」などがあげられます。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

我が国では、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。教育の場でも国から児童・生徒への配慮等を求める通知が出されています。さらに令和５（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）」が施行され、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、国や地方公共団体、事業主等による理解増進の推進が定められました。

しかし当事者は、社会の理解が十分に進んでいないこともあり、様々な場面で偏見や差別に直面したり、そうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができない等の生きづらさを感じることがあります。

市民意識調査によると、性的マイノリティに関する人権上の問題として、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」が32.5%と最も高く、次いで「『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」が31.1%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」が27.6%と上位に挙げられています。また、令和２（2020）年度調査と比較すると「トイレや更衣室、制服など男女の区別なく、トランスジェンダーに対応した設備や配慮がないこと」の割合が増加しており、制度や設備面での配慮に対する課題意識も高まっています。

多様な性のあり方についてお互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。すべての人の性的指向、ジェンダーアイデンティティについて正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていくことが求められます。

10 様々な人権問題

現状と課題

我が国では、これまでに取り上げた課題以外にも、様々な人権問題が存在します。アイヌの人々については、令和元（2019）年施行の「アイヌ施策推進法」により日本の先住民族と法的に明記され、誇りを持って生きられる社会の実現をめざした施策が推進されています。また、北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害であり、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした啓発活動が展開されています。さらに、人身取引（トラフィッキング）やホームレスに対する偏見や差別も深刻な問題であり、国による総合的な対策が進められています。

刑を終えて出所した人等については、「第２次再犯防止推進計画」等に基づく社会復帰を支援する施策が進められています。また、犯罪被害者やその家族等については、直接的な被害だけでなく、周囲のうわさや過剰な報道による「二次的被害」に苦しむケースが多くみられます。これに対処するため「犯罪被害者等基本法」や「第５次犯罪被害者等基本計画」に基づき、心のケアやプライバシー保護、各種支援体制の充実が図られています。社会復帰の妨げや二次被害を防ぎ、偏見をなくし人権を尊重する意識を醸成することが重要です。

災害に伴う人権問題に対しては、過去の大規模災害において避難先での風評被害や差別、避難所でのプライバシー問題が顕在化しました。これを受け、国においてもすべての人の人権を尊重した災害対応が進められています。

市民意識調査によると、災害が起きた場合に人権上特に問題となることとして、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が66.0%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスやそれに伴ういさかいが生じること」が63.0%、「要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」が45.9%となっています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、平常時から要配慮者の支援やプライバシー確保を考慮した防災・復興の取組を進め、新たな人権問題の発生を防ぐことが必要です。

近年では、日常生活や仕事の中で「パワー・ハラスメント」等の各種ハラスメントも問題になっています。社会の急激な変化に伴い、今後も新しい人権問題が生じてくることが考えられます。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深め、正確な知識を学び、自分にとっても身近な問題であると捉える意識を持つとともに、それぞれの状況に応じた人権教育・啓発に関する取組が求められます。

第5章 計画の推進

1 基本姿勢

「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、最上位計画である「第２次あま市総合計画実施計画」が掲げる「お互いの人権を認め合うまち」の実現に向けて、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的かつ計画的に推進します。

本市においては、多様化・複雑化する人権課題に対する正しい認識を深めるため、体系的な研修等を通じて職員の人権意識のさらなる向上を追求し、職員は常に人権に配慮した公平公正な職務の遂行に努めます。

また、市民が人権を自分事として主体的に捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場における教育・啓発を推進します。

その際、国や県の最新の動向を踏まえ、インターネット上の人権侵害への対応やビジネスにおける人権尊重といった現代的視点を取り入れ、誰もが多様性を認め合い支え合う共生社会の構築を目指します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局の連携を密にし、横断的・総合的な推進体制を強化します。また、「あま市人権施策推進審議会」と緊密に連携を図り、専門的知見や市民の意見を計画の推進に反映します。

さらに、複雑化・多様化する様々な人権課題に迅速かつ柔軟に対応するため、国・県などの関係機関との情報連携・協力を強化させ、最新の法制度情報の共有や相談窓口のネットワーク化を推進します。また、市民や事業者、民間団体等に対しては、単なる協力の働きかけにとどまらず、それぞれの強みや役割を活かして対等に参加する「協働」と「パートナーシップ」の関係を構築し、地域社会全体で人権尊重の取組を展開するための幅広い連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、「あま市人権施策推進本部」及び「あま市人権施策推進審議会」を中心に、ＰＤＣＡサイクルに沿った適切な進行管理を行います。毎年度の取組の点検や評価にあたっては客観的な視点を重視し、その進捗状況を把握し報告を行います。

また、定期的（５年をめど）に実施する市民意識調査などを活用し、社会情勢の変化や複雑化する新たな人権課題の動向を的確に把握しながら、適宜、取組内容を見直し、本計画の一層の充実を図ります。

【計画の進行管理】

